

# 兵庫県警察職員ピアサポート実施規程

〔令和2年3月16日〕  
本部訓令第5号

兵庫県警察職員ピアサポート実施規程を次のように定める。

## 兵庫県警察職員ピアサポート実施規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 ピアサポートの実施体制（第3条―第7条）
- 第3章 ピアサポートの実施要領（第8条―第11条）
- 第4章 雑則（第12条・第13条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、警察職員が、本人及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる不安又は悩みにとらわれることなく職務にまい進できる環境を整備することを目的として、各職場において指名された警察職員が、これらの不安又は悩みを抱える職員に対してピアサポートを実施するために必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この訓令において「ピアサポート」とは、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、職員等に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じて職員等の不安又は悩みの早期解決に向けて適切な助言等の支援を能動的に行うことをいう。

#### 第2章 ピアサポートの実施体制

##### （ピアサポート主任推進責任者）

第3条 警察本部にピアサポート主任推進責任者を置き、警務部厚生課長をもって充てる。

2 ピアサポート主任推進責任者は、ピアサポート業務を掌理し、ピアサポート制度の効果的な運営についてその責に任ずるものとする。

3 ピアサポート主任推進責任者は、制度の運用状況を適切に把握及び検証をし、随時、運用の改善に努めるものとする。

##### （ピアサポート・コーディネーター）

第4条 警察本部にピアサポート・コーディネーターを置き、警務部厚生課に属する職員で各種専門資格を有するものをもって充てる。

2 ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導、助言等を行うものとする。

3 ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターに対する指導、助言等を適切に行うことができるよう、研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識及び技能の習得に努めるものとする。

##### （部外相談員）

第5条 部外相談員は、医療、法律、税務、不動産等の高度に専門的かつ技術的な知識又は経験を有し、人格識見の高い部外の専門家の中からピアサポート主任推進責任者が確保する。

2 部外相談員は、自身の有する知識又は経験を活かし、職員等の不安又は悩みの解決

を図るものとする。

(ピアサポート推進責任者)

第6条 所属にピアサポート推進責任者を置き、所属長をもって充てる。

2 ピアサポート推進責任者は、ピアサポート業務の効果的な推進を図るため、ピアサポーターに指名されている者の勤務体制について配慮するものとする。

3 ピアサポート推進責任者は、職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いをしてはならない。

(ピアサポーター)

第7条 ピアサポーターは、各所属の原則として各執務室ごとに、所属長が指名する所属職員1人以上をもって充てる。ただし、所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえ、各執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。

2 所属長は、ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる衛生管理者等の専門的知識を有する者、他の相談員等人格識見、信望及び熱意を有する者を充てなければならない。

3 ピアサポーターは、相談を必要とする職員等に対し、ピアサポートを実施するものとする。

4 ピアサポーターは、各種専門資格の取得、研修会への積極的な参加等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識及び技能の習得に努めるものとする。

### 第3章 ピアサポートの実施要領

(相談の申出)

第8条 職員等は、相談を必要とするときは、いつでもピアサポーターに対して直接又は電話若しくは文書で相談の申出をすることができる。

(ピアサポーターの対応要領)

第9条 ピアサポーターは、職員等から相談の申出があったとき、又は気付き、声掛け等により職員等に対しピアサポートを実施する必要があると認めるときは、次の各号に掲げる要領により行うものとする。

(1) ピアサポートを真摯に行うこと。

(2) 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働きかけること。

(3) 在任中であるか否かを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。

(4) 職員等の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員に不健全な生活態度がみられるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に申告するよう当該職員を説得すること。

(5) 職員等の不安又は悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関すること又は職員等の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずること。

(ピアサポーターとピアサポート・コーディネーターの連携)

第10条 ピアサポーターは、職員等の不安又は悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識及び経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報の取扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導及び助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、ピアサポート・コーディネーター又は部外相談員に適切に相談を引き継ぐこと。

2 ピアサポーターは、ピアサポート・コーディネーターに指導及び助言を求める場合又は相談を引き継ぐ場合は、ピアサポート相談報告書(別記様式)により行うこと。

3 ピアサポート・コーディネーターは、第1項の規定によりピアサポーターからの指

導及び助言の求めがあったときは、真摯に対応すること。

- 4 ピアサポート主任推進責任者は、ピアサポート・コーディネーター及び部外相談員の連絡先等を各ピアサポーターに周知すること。

(外部相談員の活用)

第11条 ピアサポート主任推進責任者は、部外相談員を確保するときは、医療、法律、税務、不動産等の高度に専門的かつ技術的な知識又は経験を要する事項に関し、職員等が有料か無料かを問わず安心して相談ができるよう配慮すること。

- 2 ピアサポート主任推進責任者は、職員等の要望が特に高い分野に関しては職員等が無料又は低料金で相談ができるよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、医療に関する部外相談員の確保に当たっては特に精神保健の専門家を確保するよう努めるなど、効果的な部外相談員の確保に配慮すること。

- 3 ピアサポーターは、有料の部外相談員を紹介する場合は、職員等にその旨を十分説明すること。

#### 第4章 雑則

(教養)

第12条 ピアサポート主任推進責任者は、全ての警察職員に対して制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、各級幹部職員にピアサポートの重要性を十分認識させること。

- 2 ピアサポート主任推進責任者は、ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質の向上を図るため、必要な措置を講ずること。

- 3 ピアサポート・コーディネーターは、ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画し、実施すること。

- 4 ピアサポート推進責任者は、ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、制度の趣旨及び利用方法、ピアサポーターの連絡先等を所属の職員等に周知すること。

(賞揚措置)

第13条 ピアサポート推進責任者は、ピアサポーターを積極的に賞揚すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

(兵庫県警察職員相談規程の廃止)

- 2 兵庫県警察職員相談規程(昭和53年兵庫県警察本部訓令第1号)は、廃止する。